

大台ヶ原の利用に関する協議会設立総会及び
平成24年度 第1回大台ヶ原の利用に関する協議会
次第

日時：平成25年1月25日（金）

13：00～15：00

場所：上北山村振興センター3階

（奈良県吉野郡上北山村河合）

1. 挨拶
2. 大台ヶ原の利用に関する協議会の設立について
3. 議事
 - （1）吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更について
（環境省近畿地方環境事務所）
 - （2）平成25年度西大台利用調整地区の運用計画について
（環境省近畿地方環境事務所）
 - （3）その他

配布資料一覧

- 次第
- 出席者名簿
- 配席表

- 資料 1 - 1 大台ヶ原の利用に関する協議会のあり方（イメージ）
- 資料 1 - 2 大台ヶ原の利用に関する協議会の具体案
- 資料 1 - 3 大台ヶ原の利用に関する議論の今後の予定
- 資料 1 - 4 大台ヶ原の利用に関する協議会設置要綱（案）
- 資料 1 - 5 平成 24 年度大台ヶ原の利用に関する協議会の議事について
（予定）
- 資料 2 - 1 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（案）
- 資料 2 - 2 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画 新旧対照表
- 資料 3 - 1 平成 24 年度西大台利用調整地区の運用結果概要
- 資料 3 - 2 平成 25 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

出席者名簿

環境省近畿地方環境事務所 吉野自然保護官事務所	佐山 浩 所長 河原 武 統括自然保護企画官 藤井 好太郎 国立公園・保全整備課長 坪倉 真 用地・国有財産専門官 七目木修一 自然保護官
国土交通省近畿運輸局	奈良運輸支局 濱田 栄治 運輸企画専門官
林野庁近畿中国森林管理局	三重森林管理署 積 正治 流域管理調整官
奈良県地域振興部	南部振興課 上田 一仁 主幹
奈良県くらし創造部景観・環境局	七尾 司 次長 自然環境課 深見 昭一 係長
奈良県土木部	道路管理課 森川 正行 係長 瀬戸 光浩 主査 吉野土木事務所用地・管理課 中川 良一 課長 吉岡 成彦 主幹 山根 祥光 係長 吉野土木事務所上北・下北復旧復興課 松岡 敏郁 係長
奈良県警察吉野警察署	交通課 松田 健嗣 課長 生活安全課 朝倉 宏文 係長 河合駐在所 鍵谷 和宏 所長
三重県農林水産部	みどり共生推進課公園管理グループ 松岡 直 副参事兼副課長
上北山村	中崎 和徳 副村長 建設産業課 遠藤 学 主幹
川上村	地域振興課 大前 卓巳 主任
大台町	産業課 中井 辰徳 係長

上北山村議会	経済常任委員会 新谷 五男 委員長
上北山村観光協会 上北山村区長会	更谷 昌美 会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
上北山村山岳救助隊	辻井 隆之 主事
奈良県猟友会上北山支部	新谷 五男 副会長 金山 進保 高澤 昭一
(財) グリーンパークかわかみ	(ご欠席)
特定非営利活動法人 大杉谷自然学校	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	鎌田 誠明 会長
トレック北山	(ご欠席)
大台ヶ原・大峰の自然を守る会	田村 義彦 会長
奈良県勤労者山岳連盟	由良 行基周 自然保護委員長
奈良県山岳連盟	野田 健司 自然保護委員
近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部	大阪輸送統括部運輸部事業課 金澤 利光
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通株式会社	(ご欠席)
公益社団法人 日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)
大台ヶ原パークボランティアの会	(ご欠席)
ワーク21上北山	福嶋 啓一 会長
吉野きたやま森林組合	(ご欠席)
一般社団法人 心湯治館	城内 勲 代表理事

<事務局>

(株)スペースビジョン研究所	安場 浩一郎 幡 建樹
----------------	----------------

大台ヶ原の利用に関する協議会のあり方(イメージ)

資料1-1

大台ヶ原の利用に関する協議会のメンバー(案)

環境省近畿地方環境事務所、奈良県、上北山村、川上村、三重県、大台町、公共交通機関、民間事業者、自然保護団体、利用団体(山岳連盟など)



大台ヶ原の利用上の課題

利用者の減少

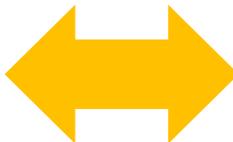
公共交通機関の存続

適切なガイドサービスの提供

その他諸課題

学識者・専門家による保護の視点からの助言

利害調整・
合意形成



関係者の役割に応じた大台ヶ原での目標

大台ヶ原自然再生推進計画に示された利用のあり方の推進

地域振興

事業の継続・拡大

その他施策の推進

関係者がそれぞれの役割に応じて目標の達成に向けた取組の検討

利用者の需要に応じた持続可能なサービスの提供

環境省近畿地方環境事務所が大台ヶ原の保護と利用の観点からコーディネート

大台ヶ原の利用に関する協議会の具体案

資料1-2

目的

- 大台ヶ原の持続可能な利用
- 大台ヶ原の利用促進に向けた地域協働の取組の実現
- 西大台利用調整地区の適切な管理運営

協議事項

- 大台ヶ原の利用の適正化と活性化に関する事項
- 大台ヶ原への公共交通機関の利用促進に関する事項
- 大台ヶ原における適正なガイドサービスの提供に関する事項
- 西大台利用調整地区の管理運営に関する事項

構成

- 自然公園担当行政機関(環境省近畿地方環境事務所、奈良県、上北山村、川上村、三重県、大台町)
- 民間事業者(物産、宿泊等)
- 公共交通事業者(鉄道、バス、タクシー)
- その他の団体(自然保護団体、利用団体、その他国・県・市町行政機関(林野庁、国土交通省、奈良県吉野土木事務所))

開催頻度: 毎年2回程度

開催地: 上北山村

役職: 環境省近畿地方環境事務所長を会長とし、奈良県、上北山村をコアメンバーとして構成

事務局: 環境省近畿地方環境事務所

その他: 個別事項を協議するための作業部会等の設置も検討する(西大台地区利用適正化計画に関する部会など)

課題解決に向けた検討において、各構成員の個別取組を連携・協働していく方策の検討

利用者増加に関する事項

公共交通機関の利用促進

西大台利用調整地区

その他

学識者・専門家

助言

大台ヶ原の利用に関する協議会で議論
(全体会議・部会会議)

環境省の取組(例: 西大台利用調整地区の運営改善等)

県の取組

町村の取組

その他の関係者の取組

公共交通機関の取組

民間事業者の取組

各構成員がそれぞれに進める取組を連携・協働していく

大台ヶ原の利用に関する議論の今後の予定

別添 会議資料1

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会
(利用対策部会)

西大台地区利用適正化計画
検討協議会

平成24年11月

12月

平成25年 1月

2月

3月

平成25年度

平成26年度

新協議会準備会
(既存協議会の発展的解消)

新協議会発足

新協議会(第2回)

新協議会(第1回)

新協議会(第2回)

新協議会(第1回)

新協議会(第2回)

利用部会

評価委員会

利用部会

評価委員会

本日の会議

第2期
計画の
評価

ポスト第2期計画を含め実施体制・検討体制
の両面において枠組み全体を見直し

別表

構成機関	担当
環境省近畿地方環境事務所	国立公園・保全整備課
国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	運輸企画専門官
林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	
奈良県くらし創造部景観・環境局	自然環境課
奈良県地域振興部	南部振興課
奈良県土木部	道路管理課 吉野土木事務所
奈良県警察吉野警察署	
上北山村山岳救助隊	
上北山村	建設産業課
川上村	地域振興課
三重県農林水産部	みどり共生推進課公園管理グループ
大台町	産業課
上北山村議会	経済常任委員会
上北山村観光協会	
上北山村区長会	
上北山村漁業協同組合	
上北山村商工会	
財団法人 グリーンパークかわかみ	
大台ヶ原・大峰の自然を守る会	
特定非営利活動法人 大杉谷自然学校	
トレック北山	
山岳ガイドクラブ 北山いこら	
奈良県勤労者山岳連盟	
奈良県山岳連盟	
近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部	大阪輸送統括部運輸部事業課
奈良県タクシー協会	
奈良交通株式会社	葛城営業所(吉野支所)
公益社団法人 日本山岳会関西支部	
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	
大台ヶ原パークボランティアの会	
ワーク21上北山	
吉野きたやま森林組合	
一般社団法人 心湯治館	
奈良県猟友会 上北山支部	

平成 24 年度大台ヶ原の利用に関する協議会の議事について（予定）

（第 1 回）

1. 協議会の発足

- ・本準備会での議論を元に設置要綱（案）を承認
議事進行者：事務局（環境省近畿地方環境事務所）

2. 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画について

- ・協議会の発足により、環境省が策定する吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の一部改正。（西大台地区利用適正化計画検討協議会から大台ヶ原の利用に関する協議会への負託の改正）
説明者：環境省近畿地方環境事務所

3. 西大台利用調整地区の運用計画について

- ・本年度の運用結果及び来年度の運用計画について、環境省から説明、質疑。
説明者：環境省近畿地方環境事務所

（第 2 回以降）

1. 西大台利用調整地区の制度について

- ・昨年度からの意見を踏まえ、西大台利用調整地区の制度上の課題について、環境省から説明、質疑。
説明者：環境省近畿地方環境事務所

2. 取組紹介について

- ・来年度の取組について、各構成員から取組紹介

3. その他

吉野熊野国立公園
西大台地区利用適正化計画（案）

平成 25 年 1 月 25 日

近畿地方環境事務所

【目 次】

1. 背景.....	1
1-1 西大台地区の自然の概況.....	1
1-2 西大台地区の利用の状況.....	2
1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況.....	3
1-4 保護及び利用の問題点、課題.....	5
2. 利用の適正化を図るための基本方針.....	7
2-1 利用適正化計画により達成すべき目標.....	7
2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針.....	7
2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針.....	7
2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針.....	7
3. 利用調整地区の指定に関する事項.....	8
3-1 利用調整地区の名称.....	8
3-2 利用調整地区の区域.....	8
3-3 利用調整の期間.....	8
3-4 その他.....	8
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項.....	9
4-1 指標等の設定.....	9
4-2 モニタリングの方法.....	9
4-3 モニタリングデータの評価.....	10
4-4 報告及び公表の方法.....	10
5. 立入り認定の手続きに関する事項.....	11
5-1 認定基準.....	11
5-2 立入認定事務の実施方法.....	13
5-3 注意事項（利用ガイドライン）.....	13
5-4 利用者の指導.....	13
6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項.....	14
6-1 自然ふれあいプログラムの作成等.....	14
6-2 ガイド付き立入の推奨、ガイド人材の育成.....	14
7. 自然環境の再生、復元等に関する事項.....	14
8. 利用施設の整備及び管理に関する事項.....	14
9. 今後の課題.....	15

1. 背景

大台ヶ原は紀伊半島の中心に位置する非火山性隆起準平原であり、国内でも有数の多雨地域にトウヒやブナの森がまとまって形成され、トウヒ群落を主とする「東大台」と、ウラジロモミ―ブナ群落を主とする「西大台」に大別される。近畿の大都市圏から比較的近く、様々な要因により森林生態系の衰退が進行している。かつての苔むす森の林床は乾燥化し、成木の枯死、ササの繁茂などが顕著となり再生に向けた取組みが進められている。西大台においても東大台と同様に森林生態系の衰退の傾向がみられるものの、相対的に良好な自然が残されていることから、森林の衰退を未然に防ぐ必要がある。一方、大台ヶ原に残された貴重な森林は、豊かな自然体験の場を提供するものである。利用マナーの低下がみられる大台ヶ原において、一定のコントロールのもと、質の高い利用を促進する必要がある。

1-1 西大台地区の自然の概況

東大台は西大台に比較して標高が高く、およそ標高 1550m以上の区域には亜高山針葉樹林帯のトウヒ群落が分布しており、その下部に位置する西大台には、冷温帯性広葉樹林のウラジロモミ―ブナ群落が広く分布している。西日本の太平洋側においてブナが優占する森林がまとまって見られるのは大台ヶ原・大峯山脈において他にはなく西大台のウラジロモミ―ブナ群落は貴重な森林である。

(1) 地形・気象

大台ヶ原は台高山系の南端に位置し、日出ヶ岳を主峰とした標高 1,300m～1,695m にわたる地域で、非火山性隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。この台地状の地形の南側などには大蛇岨、千石岨などの断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

また国内有数の多雨地域で、年間降水量は約 4,800mm と多い。

(2) 植生

大台ヶ原の植生は、主に亜高山性針葉樹林と冷温帯性広葉樹林から成立している。

そのうち標高 1,550m以下の西大台は、西日本でも貴重な太平洋型ブナの優占する冷温帯性広葉樹林がまとまってみられる地区である。

(3) 生物相

大台ヶ原では以下 ①～⑥ に示す動植物が記録確認されており、その中でも特に西大台は、生物多様性の優れた地区として注目されている。

① 植物

日本有数の多雨地帯であり、湿潤で冷涼な気候が特徴で、冷温帯性植物、着生植物、岩崖性植物が豊富であり、北方系の遺存植物や山岳性の植物が多い。また岩場には、オオダイトウヒレンやハクロバイが生育している。これまでにコケ類を含め、45 科 860 種が記録確認されている。

② 哺乳類

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類をはじめ、レッドデータブックでは準絶滅危惧種とされ国の天然記念物にも指定されているヤマネや分布上注目されるヤチネズミ、クロホオヒゲコウモリやノレンコウモリなどのコウモリ類など、これまでに合計7目15科37種が記録確認されている。

③ 鳥類

ルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイなど主に中部地方以北で繁殖する鳥類の西日本での数少ない繁殖地となっており、これまでに11目32科97種が記録確認されている。

④ 爬虫類

ジムグリやヤマカガシを含む2目5科9種が記録確認されている。

⑤ 両生類

大台ヶ原が新種記載の際に模式産地となっているオオダイガハラサンショウウオやナガレヒキガエルなど2目6科17種が記録確認されている。

⑥ 昆虫類

昆虫類は種類が多いため全貌は明らかになっていないが、大台ヶ原を代表に紀伊半島の山地にししか産しないものとして、オオダイリヒラタコメツキやセダカテントウダマシなどがあげられる。また、大台ヶ原が模式産地となっており、その名に「オオダイ」を冠している種も少なくない。

1-2 西大台地区の利用の状況

大台ヶ原は年間およそ25万人の利用者数を記録する近畿圏でも有数の山岳観光地である。

歴史的には大峯山脈が霊場として多くの信仰登山者を集めてきたのに対し、大台ヶ原は地形や気象条件の厳しさから、明治以前は人が近づくことがほとんどない未開の地であった。

大台ヶ原の利用は、明治時代の信仰、修行の場としての利用がはじまりであった。その後、大正時代から登山者が増加し始め、登山の対象としての利用が主流となったと考えられる。

昭和11年に吉野熊野地区が国立公園に指定され、昭和15年に大台ヶ原地区が特別地域に指定された。昭和36年の県道大台ヶ原公園川上線（通称：大台ヶ原ドライブウェイ）開通後アクセスが容易になり、登山から観光の対象へと変貌していった。

現在、最も典型的な大台ヶ原の利用形態は、マイカーまたは観光バスで山頂部までアクセスし、そこを起点に日出ヶ岳、正木ヶ原、牛石ヶ原、大蛇岨などを有する「東大台」を周回する日帰り利用である。西大台にも駐車場を基点に周回利用できる歩道が整備されているが、知名度の低さや迷いやすいなどのイメージにより比較的低密度の利用にとどまっている。山麓部との間を登山する利用者も少数である。

大台ヶ原は、5月、8月、10月に利用のピークが見られ、平日に比べ土日祝日に利用が集中する。

1日あたり平均入山者数（平成16年11月及び平成17年4月～10月のカウンター調査結果。主な入山口通過人数の合計）は西大台で23人/日、東大台で253人/日である。「西大台」の利用は大台ヶ原全体の約1割程度である。1日あたり最大入山者数は、西大台で169人/日、東大台で1,939人/日であった。

利用者へのヒアリング調査（平成17年度実施）では、西大台について、東大台と比べ利用圧が低く、自然の中の静寂性が保たれていることを評価する声が多く聞かれるものの、①駐車場を起点に比較的気軽な日帰り利用ができること、②東大台とは異なる魅力をもった自然を有すること、③すでに

旅行会社のバスツアーの対象となっていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況

(1) 関係法令等

① 自然公園法

西大台地区の大部分は吉野熊野国立公園の特別保護地区に指定されている。大台ヶ原ドライブウェイ終着点の周辺は、利用拠点として集団施設地区（第2種特別地域）に指定されている。

② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

西大台地区の全域が国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

③ 土地所有現況

西大台地区はほぼ全域が環境省所管地である。奈良県有地（集団施設地区）、道路敷（県道大台ヶ原公園川上線）、村有地、民有地等に隣接する。

(2) 各種計画等

① 吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（平成13年12月）

本利用適正化計画の対象を含む吉野地域の管理計画において、利用に関する基本方針は以下のとおり、規定されている。

自然特性を活かした山岳地域としての自然探勝型利用を推進し、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減等の検討を続けることが示されている。

大台ヶ原では、山頂付近まで車道が開通しシャクナゲの開花、夏季、紅葉の時期を中心に多くの人が訪れる地域である。この地域のすぐれた自然を保護しつつ、自然特性を活かした山岳地域として自然探勝型利用を推進する。また、当該地域は貴重な自然の残る山域であるが気象条件も厳しいことから、利用者に対し自然環境保全や安全対策についての普及啓発を図る。なお、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減及び快適な利用の増進のための検討を継続して行う。

また、保全方針のなかで、東大台地区のトウヒ林は「当該地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る」、西大台地区のブナ林は「多数の利用者が入り込むことのないよう、積極的な施設の整備は行わない」と定め、公園事業取扱方針のなかでは、西大台の歩道を「登山道」、東大台の歩道を「自然観察路」と位置づけるなど、東大台と西大台を区分して保全または整備を図るよう定められている。

② 大台ヶ原自然再生推進計画

大台ヶ原では昭和 61 年度に「大台ヶ原トウヒ林保全対策検討会（平成 12 年度より大台ヶ原地区植生保護対策検討会と改称）、平成 13 年度に「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、様々な森林保全対策事業を進めてきたが、従来の森林保全対策に加え、利用対策の充実による人為的インパクトの軽減や周辺地域との関連を含めた総合的な視点の必要性から、平成 14 年「大台ヶ原自然再生検討会」を設置し、およそ 2 年間にわたる調査と検討の結果、「森林生態系保護再生計画」「ニホンジカ保護管理計画」「新しい利用のあり方推進計画」の 3 つの計画からなる「大台ヶ原自然再生推進計画」を平成 17 年 1 月に取りまとめたところである。

新しい利用のあり方推進計画において、大台ヶ原では、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイズユースの山」とすることを目的とすることが掲げられている。

そして、本計画の実現を図るための基本方針として、①「マイカー規制の実施ーパーク&シャトルバスライドー」、②「より良好な森林地域の保全の強化ー利用調整地区の設定」、③総合的な利用メニューの充実（登山道・自然観察路の充実、キャンプ指定地の設置、山上駐車場周辺の活用、自然解説・自然体験プログラムの充実、情報提供・情報発信の充実、ビジターセンター機能の充実）が設定された。

その後大台ヶ原自然再生推進計画は、平成 21 年 3 月に前計画の実施状況等に係る評価を踏まえて第 2 期計画としてまとめられ、当面 5 年程度で実施する取組として、①「適正利用に係る交通量の調整ーマイカー規制等の実施ー」、②「より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供ー利用調整地区の運用ー」、③「総合的な利用メニューの充実ー特に利用の質の改善のための条件整備（詳細メニューは前計画と同）ー」が設定された。

本利用適正化計画は、大台ヶ原自然再生推進計画のうち、3. 新しい利用のあり方推進計画（3）計画内容 2）「より良好な森林地域の保全の強化ー利用調整地区の設定」を受けて、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあい体験を提供することを目的として作成されたが、前記のとおり第 2 期大台ヶ原自然再生推進計画がまとめられたことから、一部変更を行ったものである。

1-4 保護及び利用の問題点、課題

(1) 大台ヶ原の課題について

東大台の正木峠を中心とした地区では、昭和 30 年代の伊勢湾台風等の大型台風による大量の風倒木とその搬出を契機に、林冠開放による林床の乾燥、コケ類の衰退、ミヤコザサの分布域の拡大が始まった。また、県道大台ヶ原公園川上線の開通に伴う公園利用者数の増加やミヤコザサ現存量の増加に伴うニホンジカ個体数の増加もミヤコザサ以外の林床植生の衰退を加速化した。これらの結果、倒木更新など亜高山性針葉樹林の森林更新に必要な条件が悪化し、森林の衰退が始まった。さらに、同時期に周辺部においても伐採面積の拡大によってニホンジカの餌となる植生の増加などその好適生息環境が生まれ、周辺部を含めニホンジカ個体数が増加した。周辺部の一部の個体はミヤコザサが拡がりつつある大台ヶ原に移動し、さらに大台ヶ原のニホンジカ個体数が増加したため、樹木の後継樹や樹皮にまでシカによる採食が目立つようになった。これらの把握しやすい要因に加えて、十分に解明されていない要因も含む複合的な要因が森林植生の衰退をもたらしていると考えられる。

(2) 西大台地区の課題について

東大台において亜高山性針葉樹林を中心に森林の衰退が顕在化する一方、比較的健全な自然林が残っているとされている西大台の冷温帯性広葉樹林においても下層植生や後継樹の減少などが確認されている。

また、施設整備を積極的に行っていない西大台においては、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等の行為も確認されている。自然環境に悪影響を与える行為の禁止、注意事項の徹底により利用マナーを向上させる必要がある。

① 森林の衰退の兆候

西日本でも貴重な太平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹がまとまって分布しており、利用密度は低く原始的な雰囲気を経験できる地区であるが、森林衰退の兆候がみられる。

自然再生推進計画では大台ヶ原の植生を7つのタイプに区分し、西大台に典型的な「タイプVI」、「タイプVII」についてはいずれも樹冠を構成する樹種は比較的健全であるが、後継樹がほとんど生育していない点で森林の更新過程に問題が生じていると評価している。

17年度に実施した樹幹着生の蘚苔類調査では、乾燥耐性の強い種の侵入が確認されている。

◆タイプVI (ブナースズタケ密) → 損なわれている過程：「後継樹」

- ・ 林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・ 後継樹はほとんど生育していない。実生は生育しているが少ない。
- ・ 下層植生はスズタケが優占しており、スズタケの稈高が高い。

◆タイプVII (ブナースズタケ疎) → 損なわれている過程：「後継樹」

- ・ 林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・ 後継樹はほとんど生育していないが、実生は生育している。
- ・ 下層植生はミヤマシキミが優占しており、スズタケはほとんど生育していない。

② 利用圧の増加傾向

利用圧増加による影響を受けやすく、既に歩道の洗掘や複線化、休憩に利用される場所での下層

植生の衰退、裸地化などの影響が確認されている。

現況においては自然観察路として整備されている東大台に利用者が集中しているため、①駐車場を起点に日帰り利用ができること、②自然体験の場としてポテンシャルが高いこと、③すでに旅行会社のバスツアーが増えていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

③ 利用マナーの低下

歩道外への立入り、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等森林生態系に影響を及ぼすおそれの高い行為がみられる。また、動植物、魚類の盗採の行為についても指摘されている。

④ 自然体験の質の低下

ピーク期には過半数の利用者が混雑感を抱いており、原生的な雰囲気や静寂が確保されていないことがある。利用者の増加により喧騒が持ち込まれ、享受できる自然体験の質が低下するおそれがある。

2. 利用の適正化を図るための基本方針

2-1 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を適正に運用し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針

- ・ 利用者が自ら自然とふれあう体験を通して自然の持つ雰囲気や五感を味わうことを基本姿勢とする。
- ・ 大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。
- ・ 利用による自然環境の影響を自然の回復力の範囲にとどめるため利用人数の調整を行う。利用人数の調整は、各種データやモニタリング調査を踏まえたものとする。
- ・ より質の高い自然体験を享受するため、地域の自然等を熟知し、解説するガイドなどが同行することを推奨する。
- ・ 立入り者は、自然環境に負荷を与えずに持続的な利用を図るために設定されたルールのもと、立入り後は利用者個人の自己責任のもとで行動する。
- ・ 立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター又は上北山村商工会においてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。
- ・ 西大台周回歩道を中心とする自然探勝以外の立入り者（登山に際しての通過利用、登攀^{とうはん}等）についても利用調整の対象とし、一定のルールのもと適切に利用する。

2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・ 西大台地区の自然環境の保護に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」に基づき、保護・再生の取り組みを推進するとともに、現状を悪化させることのないよう適切に管理する。
- ・ 過剰利用、不適切な利用や自然災害などによる劣化・荒廃の状況について、巡視や情報収集により常に把握するとともに、利用調整の効果について検証するため指標種等のモニタリング調査を継続的に実施する。

2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・ 歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とする。各種の情報の提供や事前レクチャー、地区内の状況を熟知したガイドの同行を推奨し、原生的な雰囲気、静寂を保持する。
- ・ 「自己責任」意識の普及啓発を行い、安全な利用を促進する。
- ・ 現場において境界線を明確化し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

3. 利用調整地区の指定に関する事項

3-1 利用調整地区の名称

西大台利用調整地区

3-2 利用調整地区の区域

(1) 区域

奈良県吉野郡上北山村大字小椽字大台山の一部

地理的あるいは施設の条件から利用者の出入りをコントロールし適切に管理することが現実的に可能な区域として別図の区域を指定する。

(2) 地区の区域を示す標識等

利用調整地区の存在を利用者に周知するため、利用調整地区の概要、区域などを示す標識、立入りに際し手続きを要することなどを掲示する制札、境界線を明確にするための杭等を設置する。

既存施設の取扱いも含め、野生動物の生息や景観に配慮してこれら施設を整備する。

3-3 利用調整の期間

大台ヶ原の利用は、アクセス道である県道大台ヶ原公園川上線の開通している開通期間にほぼ一致することから、4月から11月までの期間を対象とする。

なお、具体的な月日については、気象条件等をふまえた県道大台ヶ原公園川上線の状況や、大台ヶ原の利用実態等を勘案し、年度ごとに定める。

3-4 その他

○利用調整地区の指定の広報及び周知の方法

利用者はもとより地域住民、事業者を含め、利用調整地区の設定および考え方について広く情報発信し、周知の徹底を図る。

利用調整地区に立入る際に手続きが必要であることを周知するためパンフレットを作成し、ビジターセンターを中心に情報発信するほか、関係機関の協力を得て、大台ヶ原を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、関係機関のホームページにおける情報発信など多様なツールを活用し幅広く情報を提供する。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

大台ヶ原においてはこれまで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の効果について正確に予想することは極めて困難であり、目標設定とその達成状況に応じ、計画内容の適切な見直しを行っていく。

このことを十分に勘案し、自然公園法施行令第13条に規定する認定基準等は理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。当面は極端な制限は行わず、モニタリングにより検証していく中で段階的に完成度を高めていくこととし、モニタリング、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させていく。

一方、大台ヶ原自然再生推進計画に基づいて大台ヶ原の自然再生を目指した取組みが展開されており、これら取組みについてモニタリングが実施されていることから連携し、自然環境や利用に関するデータを活用していく。

その上で、利用調整地区の効果を評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、データの評価、報告及び公表の方法等について検討していく。

4-1 指標等の設定

(1) 自然環境の状態

大台ヶ原における利用による自然環境への影響については、これまで自然再生の取組みの中で、踏み込みに強い植物種の分布や外来生物の分布、人や車の通過数と出現鳥類数の関係などが調査されている。平成17年度から蘚苔類による利用影響の把握の可能性についても調査が行われている。

利用調整地区の指定にあたり、利用圧との関係、指標生物等によるモニタリング項目については、専門的検討を経て設定する。

- ・ 踏み込みに強い植物種の分布
- ・ 指標生物種の生息状況
- ・ 裸地面積や歩道の複線化、洗掘状況

(2) 利用のあり方

利用に関する基本的なデータとして、利用人数や利用者の属性等に関し調査を継続する。

さらに、利用者の自然環境や利用密度に関する満足度、自然の理解度、利用調整地区制度への意見等の項目を設定する。

- ・ 利用人数、利用者層等（立入認定者データの分析等）
- ・ 利用者の動向（自然環境や利用密度への満足度、自然の理解度、利用調整地区への意見等）

4-2 モニタリングの方法

大台ヶ原自然再生評価委員会との連携のもと、具体的なモニタリングデータの種類、収集者、収集時期、頻度および方法について設定する。

4-3 モニタリングデータの評価

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の各部会等において評価を行い、必要に応じ利用適正化計画の変更を行う。

4-4 報告及び公表の方法

モニタリングデータおよびその評価結果と利用適正化計画の変更案については、大台ヶ原自然再生のホームページへの掲載のほか、広範かつ迅速に周知を図ることとする。

なお、希少動植物の分布情報等の取扱いについては注意する。

5. 立入り認定の手続きに関する事項

5-1 認定基準

「量の適正化」と「質の改善」を両輪として新しい利用のあり方を推進する観点から、認定基準において禁止事項や注意事項などの遵守と、人数の上限設定等の利用の調整の方法を定める。

当面は、人数、禁止行為、注意事項について定め、今後、モニタリングの結果や管理運営の実態等を踏まえ、必要に応じ追加・修正を行う。

(1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

なお、今後の課題として、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなどを検討していく。

① 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散することで（土日祝日から平日へ、利用集中期から閑散期へ等）、年間を通した利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、大台ヶ原の利用に関する協議会において年度ごとに検討する。

当面、以下の観点から上限の設定を行う。

- ・利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。
年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
- ・平日は、原生的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持する。
ただし、利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも想定し、考慮して上限を設定する。なお、利用集中期の具体的な月日については、年度ごとに定める。

利用集中期の土日祝日：100人

利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日：50人

利用集中期以外の平日：30人

② 1グループあたりの人数の上限

一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えるとともに、静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができるように誘導する。

現地において声の届く範囲、人の姿の見える範囲などを考慮し、無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数として、1グループあたりの人数の上限を10名とする。

(2) 禁止行為その他の基準

利用調整地区に共通の禁止事項は自然公園法施行規則第13条の6第3号において以下の行為が定められている。なお、必要に応じ追加等を行う。

全ての利用調整地区に共通の禁止事項

項目	自然公園法施行規則（第十三条の六第三号）の表現
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

(3) 注意事項

利用者が行うべき注意事項は自然公園法施行規則第13条の6第4号において定めることになっており、以下のとおりとする。なお、必要に応じ追加等を行う。

また、採集並びに捕獲のための道具（網、竿等）およびこれに準ずるものの持ち込みをしないことについては、西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが違法行為等も報告されていることを踏まえ定めるものである。

- ・ 自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
- ・ 十人を超える団体で利用しないこと。
- ・ 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- ・ 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンター又は上北山村商工会において近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
- ・ 利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。
- ・ 代表者は、自身の監督の下で利用調整地区に立ち入る利用者の名簿を作成し、申請時に提出すること。

注意事項を周知し、遵守させるため、注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布、ビジターセンターにおける現場のリアルタイム情報の提供等を実施する。

5-2 立入認定事務の実施方法

(1) 認定を行う事務所の場所

自然公園法第25条第1項の規程に基づき別途指定する指定認定機関の所在地において行う。

なお、この所在地は、可能な限り利用調整地区所在の周辺市町村内とする。

(2) 受付の方法および人数の調整方法

申請は、郵送又は窓口において行う。申請にあたって、申請書の他、事務手数料（1人1000円を上限として定める額）を納入する。具体的な方法については、申請要領を別途定める。なお、インターネットによる申請の受付は、指定認定機関の通信環境の整備及び事務実施体制状況に応じ、順次導入を検討していく。

なお、申請は、先着順に受付を行い、受付順に審査を行う。

(3) 立入認定証の様式及び交付方法

立入認定証には、利用調整地区の名称、立入認定証の有効期間（立入可能な日）、立入認定を受けた者の氏名、その他必要な事項を記載した様式とする。

審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンター又は上北山村商工会において本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。

5-3 本人確認、事前レクチャー等

立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター又は上北山村商工会において認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあたっての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。

事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンター又は上北山村商工会において、実施する。

同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除することができる。（ただし、本人確認は必要）

5-4 利用者の指導

大台ヶ原ビジターセンターを拠点とし、西大台利用調整地区の指定について周知徹底を図るとともに、立入り者からの報告のほか、通常の巡視活動において地区内の状況を把握するなど情報収集に努める。

大台ヶ原地区パークボランティアほか関係者の協力を得て、巡視を実施し、リアルタイムの自然の情報や歩道の現況、危険箇所の有無など、ビジターセンターの情報提供やレクチャーの内容に反映させて利用者への指導を適切に行う。

○巡視計画

巡視、指導等の箇所、頻度等を定めた巡視計画を年度ごとに定める。

通常の巡視ルートは、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、歩道からはずれた場所の踏み後の状況や、県道大台ヶ原公園川上線沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。

巡視のポイントについては所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、計画書を吉野自然保護官事務所に提出する。

実施日は利用者数の多い土日祝日を含め最低週2日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む2名で行うことを原則とする。

6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台利用調整地区を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、大台ヶ原の自然を熟知したガイドによる自然ふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも将来に向けた課題として検討する。

6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的であることから、大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

ただし、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、ガイド推奨のための仕組みの整備と人材育成を促進すべく関係機関間において協議していく。

7. 自然環境の再生、復元等に関する事項

大台ヶ原自然再生推進計画に基づき、自然環境の再生、復元に資する取組みを推進する。

8. 利用施設の整備及び管理に関する事項

現場において境界線を確認し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

大台ヶ原駐車場や登山道からの入り口部分にはゲートを設置するとともに、境界線沿いには制札等を設置する。また、侵入の容易な箇所を中心に柵を配置し、県道大台ヶ原公園川上線沿い等については重点的に整備を進める。

なお、設置にあたっては野生動物の生息や景観に配慮する。

9. 今後の課題

○今後の課題

本利用適正化計画は、現時点での知見、データ等をもとに検討されたものであるが、モニタリングの結果や実際の管理運営の状況等をふまえ、必要に応じ追加・変更等を行うものである。

大台ヶ原の利用に関する協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。

(1) 利用調整地区の区域について

森林等の自然環境が同等の資質を有している県道大台ヶ原公園川上線北側（三津河落山斜面）など周辺の森林についてもモニタリングを実施し、今後の保護方策の検討を進める。

(2) 利用適正化の手法について

本利用適正化計画においては「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、利用適正化をはかることとしている。

モニタリングの結果や利用の状況等を踏まえ、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと上限設定等の組み合わせも検討していく。

また、人数以外の認定基準についても必要に応じ追加・修正を行う。

(3) ガイド推奨の仕組みについて

現状では、大台ヶ原においてはガイドを推奨する制度が未整備であることから、関係機関の協力のもと、ガイド推奨のための仕組みのあり方について早急に検討する。さらに、ガイド人材を養成するための支援方策について検討する。

(4) 利用する区域について

利用調整地区内においては現行の公園計画の歩道を利用することを原則としている。

より深い自然体験のため、上記のガイド付きに限定し、自然ふれあいプログラムとして利用可能な区域等についても検討する。

(5) その他

し尿の問題、野生動物に影響をおよぼす方法による撮影、観察等の制限、火器の使用等については、その取扱いについて検討していく。

吉野熊野国立公園西大台利用適正化計画 新旧対照表

頁	現行	改正後
P. 7	<p>2 - 2 地区内での利用のあり方に関する基本方針 (中略)</p> <p>・立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。</p>	<p>2 - 2 地区内での利用のあり方に関する基本方針 (中略)</p> <p>・立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター又は上北山村商工会においてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。</p>
P. 9	<p>4 - 1 指標等の設定 (2) 利用のあり方 (中略)</p> <p>・利用人数、利用者層等 (カウンターデータの分析、立入認定者データの分析)</p>	<p>4 - 1 指標等の設定 (2) 利用のあり方 (中略)</p> <p>・利用人数、利用者層等 (立入認定者データの分析等)</p>
P. 11	<p>5. 立入り認定の手続きに関する事項 5 - 1 認定基準 (1) 人数 ① 1日あたりの総利用者数の上限</p> <p>1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散することで(土日祝日から平日へ、利用集中期から閑散期へ等)、年間を通じた利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、西大台地区利用適正化計画検討協議会において年度ごとに定める。</p>	<p>5. 立入り認定の手続きに関する事項 5 - 1 認定基準 (1) 人数 ① 1日あたりの総利用者数の上限</p> <p>1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散することで(土日祝日から平日へ、利用集中期から閑散期へ等)、年間を通じた利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、大台ヶ原の利用に関する協議会において年度ごとに検討する。</p>

頁	現行	改正後
P. 12	<p>5. 立入り認定の手続きに関する事項</p> <p>5-1 認定基準</p> <p>(3) 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターにおいて近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。 	<p>5. 立入り認定の手続きに関する事項</p> <p>5-1 認定基準</p> <p>(3) 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンター <u>又は上北山村商工会</u> において近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
P. 13	<p>5-2 立ち入認定事務の実施方法</p> <p>(3) 立入認定証の様式及び交付方法</p> <p>(中略)</p> <p>審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。</p>	<p>5-2 立ち入認定事務の実施方法</p> <p>(3) 立入認定証の様式及び交付方法</p> <p>(中略)</p> <p>審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンター <u>又は上北山村商工会</u> において本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。</p>
P. 13	<p>5-3 本人確認、事前レクチャー等</p> <p>立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあたっての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。</p> <p>事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンターにおいて、実施する。</p>	<p>5-3 本人確認、事前レクチャー等</p> <p>立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンター <u>又は上北山村商工会</u> において認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあたっての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。</p> <p>事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンター <u>又は上北山村商工会</u> において、実施する。</p>

頁	現行	改正後
P. 13～ 14	<p>5－4 利用者の指導</p> <p>○巡視計画</p> <p>巡視、指導等の箇所、頻度等を定めた巡視計画を年度ごとに定める。</p> <p><u>西大台地区利用適正化計画検討協議会の構成員はそれぞれの役割に応じ巡視、指導等を行うとともに、年に数回、協議会主催の合同パトロールを実施する。</u></p> <p>通常の巡視ルートは、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、歩道からはずれた場所の踏み後の状況や、県道大台ヶ原公園川上線沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。</p> <p>巡視のポイントについては所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、計画書を吉野自然保護官事務所に提出する。</p> <p>実施日は利用者数の多い土日祝日を含め最低週2日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む2名で行うことを原則とする。</p> <p><u>春期、秋期の土日祝日などは、協議会により合同パトロールを実施するなど巡視の体制を強化するとともに、大雨、台風通過後など気象変化、季節変化に応じて実施する。</u></p>	<p>5－4 利用者の指導</p> <p>○巡視計画</p> <p>巡視、指導等の箇所、頻度等を定めた巡視計画を年度ごとに定める。</p> <p>通常の巡視ルートは、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、歩道からはずれた場所の踏み後の状況や、県道大台ヶ原公園川上線沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。</p> <p>巡視のポイントについては所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、計画書を吉野自然保護官事務所に提出する。</p> <p>実施日は利用者数の多い土日祝日を含め最低週2日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む2名で行うことを原則とする。</p>
P. 15	<p>9. 今後の課題</p> <p>○今後の課題</p> <p>(中略)</p> <p><u>西大台利用適正化計画検討協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。</u></p>	<p>9. 今後の課題</p> <p>○今後の課題</p> <p>(中略)</p> <p><u>大台ヶ原の利用に関する協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。</u></p>

平成 24 年度西大台利用調整地区の運用結果概要

1. 利用調整の概要

(1) 利用調整を行った期間

平成 24 年 4 月 27 日（金）から 11 月 30 日（金）まで（218 日間）

※県道大台ヶ原公園川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）の開通期間

この期間は事前に申請をして認定を受けた者のみ西大台への立入りが可能

(2) 1 日あたりの立入り可能な人数の上限

・利用集中期の土日祝日 : 100人

・利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

・上記以外の平日 : 30人

※利用調整地区内での行動は 1 グループ 10 人以内。

(3) 利用集中期（カレンダー参照）

過去の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定（計 110 日）。

・春期：平成 24 年 4 月 27 日（金）から 6 月 17 日（日）まで

・夏期：平成 24 年 8 月 11 日（土）から 8 月 19 日（土）まで

・秋期：平成 24 年 9 月 22 日（土）から 11 月 4 日（日）まで

〔平成 24 年度からの変更点〕

- ・小処方面からの入山者に限定して、上北山村商工会にて事前レクチャーを実施。（実施実績なし）

(4) 立入認定事務

上北山村商工会が、指定認定機関として、以下の立入認定事務を行った。平成 24 年度の立入については、平成 24 年 1 月 27 日（金）から受付を開始した。

①事前電話予約の受付（立入希望日の 3 ヶ月前～）

②インターネットによる事前予約の受付および予約状況に関する情報提供

③申請書の接受（立入希望日の 5 日前まで）

④申請書に係る審査、認定証の発行、申請者への認定証等の郵送

〔平成 24 年度からの変更点〕

特になし

(5) 事前レクチャー

実施期間：平成 24 年 4 月 27 日（金）から 11 月 30 日（金）まで

実施場所：大台ヶ原ビジターセンター レクチャールーム・上北山村商工会

実施者：環境省（請負事業者含む）・上北山村商工会

時間割 : 次表のとおり。

<事前レクチャー時間割>

	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7:30~8:00
②	8:30~9:00	8:30~9:00
③	9:30~10:00	9:30~10:00
④	10:30~11:00	10:30~11:00
⑤	11:30~12:00	11:30~12:00
⑥	16:00~16:30	16:00~16:30

上北山村商工会	
利用集中期、通常期の平日	
①	無し
②	8:30~9:00
③	9:30~10:00
④	10:30~11:00
⑤	11:30~12:00
⑥	16:00~16:30

(8/13~8/16を除く)

(6) 巡視

実施期間 : 平成24年4月27日(金)から11月30日(金)まで毎日

実施者 : 自然保護官及びアクティブレンジャーなど環境省職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施。

(7) モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続的に調査(モニタリング調査)を行っている。

<モニタリング調査項目>

- ・自然環境の状態に関する事項 : 植物相、動物相調査
- ・利用の在り方に関する事項 : 利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査

調査結果は大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会で評価を行い、ホームページにより公表する。

(8) 普及啓発

西大台利用調整地区の制度について、昨年度に引き続き、報道機関への情報提供・

取材協力、ホームページや広報資料の配布等により、幅広い普及啓発を実施した。

また、かしはらナビプラザ（檀原市）にて、「日本百名山『大台ヶ原』の郷・上北山村」展を実施し、大台ヶ原に関する展示を行った。（5/29～6/11）

2. 平成 24 年度大台ヶ原の利用状況

平成 24 年 4 月 27 日から 11 月 30 日までの大台ヶ原ビジターセンターの調査データを集計した。

- ・ 駐車台数から推計式を用いて算出した利用者数は、87,414 人であった（平成 23 年度（通年）：53,432 人、平成 22 年度（通年）：81,615 人）。
- ・ 月別では、10 月の利用者数が最も多く、次いで 8 月、5 月、11 月の順であった。
- ・ 曜日別の利用者数の割合は、平日が 44.3%、休日が 55.7%であった（平成 23 年度（通年）：平日 46.0%、休日 54.0%）。
- ・ 最も利用者数が多かったのは、10 月 21 日（日）の 6,496 人であった（平成 23 年度（通年）：7 月 17 日（日）、3,011 人）。
- ・ 車両駐車台数では、観光バスが計 379 台、乗用車計 17,416 台、二輪車計 2,223 台であった。（平成 23 年度（通年）：観光バス 233 台、乗用車 10,561 台、二輪車 1,671 台）

3. 西大台利用調整地区の利用実態

（1）立入認定者数

平成 24 年 4 月 27 日から 11 月 30 日までの西大台利用調整地区の認定者数等について集計した。

- ・ 期間中の延べ認定者数は 2,979 人であった（平成 23 年度：2,062 人、平成 22 年度 1,708 人）。
- ・ 立入をキャンセルした人を除く推定立入人数は計 2,728 人であった（平成 23 年度：1,666 人、平成 22 年度：1,501 人）。
- ・ 上限人数に対する認定者の比率は、利用集中期の土日祝日では 36.6%、利用集中期の平日及び利用集中期以外の土日祝日では 26.2%、それら以外の平日では 12.5%であった（平成 23 年度：利用集中期の土日祝日 24.7%、利用集中期の平日及び利用集中期以外の土日祝日 16.0%、それら以外の平日 9.5%）。

（2）巡視及び違反者等への指導状況

利用調整期間中、毎日巡視を実施し、無認定立入者への指導等を行った。

- ・ 無認定の立入者 6 件を確認し、西大台利用調整地区からの退出等を指導した（平成 23 年度：計 6 件・延べ 8 人、平成 22 年度：8 件延べ 16 人）。
- ・ 無認定で立入ろうとした者 3 件に対し、利用調整地区の入口で注意するなどして違反の未然防止を行った（平成 23 年度：計 17 件・延べ 29 人、平成 22 年度 20 件・延べ 35 人）。

4. モニタリング調査結果

(1) 利用者意識等に関するアンケート調査結果

西大台利用調整地区の立入認定者のうち、事前レクチャーの受講者に対して、事前レクチャーや西大台の利用に関するアンケートを実施し、集計した。回収数は 659 票（回収率 34.2%）である。

- ・交通手段は、自家用車が 67.4%と最も多く、次いで観光（貸切）バス 18.8%、路線バス 10.2%の順であった（平成 23 年度：自家用車 65.5%、観光（貸切）バス 17.6%、路線バス 14.3%）。
- ・居住地は、大阪府が 30.5%と最も多く、次いで奈良県 12.6%、愛知県 8.5%、兵庫県 8.5%の順であった（平成 23 年度：大阪府 31.4%、奈良県 18.1%、兵庫県 11.0%、愛知県 5.7%）。
- ・登山経験については、「本格的な登山経験あり」が 46.9%と最も多く、「里山の散策・トレッキング程度」が 29.3%、「ガイドなど引率者の下での登山」が 15.8%、「ほとんどない」が 3.0%であった（平成 23 年度：「本格的な登山経験あり」46.9%、「里山の散策・トレッキング程度」32.4%、「ガイドなど引率者の下での登山」16.2%、「ほとんどない」4.0%）。
- ・団体ツアー・個人の別については、個人が 77.7%を占め、団体ツアーは 19.0%であった（平成 23 年度：個人 79.3%、団体ツアー 20.2%）。
- ・事前レクチャーの満足度に関しては、「長さ」については、90.0%が「ちょうどよい」と回答し、昨年度より増加した（平成 23 年度：「ちょうどよい」75.5%）。
- ・事前レクチャーの「内容」については、「満足」58.3%、「やや満足」16.2%、「普通」22.6%となった。「満足」と「やや満足」を合わせると 7 割以上が満足を示しており、昨年度よりも満足度がやや向上した（平成 23 年度：「満足」46.9%、「やや満足」20.5%、「普通」19.3%）。
- ・「冊子」についても、「満足」44.3%、「やや満足」26.6%で、約 7 割が満足を示している（平成 23 年度：「満足」49.5%、「やや満足」25.5%）。
- ・西大台における行動については、「西大台歩道を 1 周」が 89.2%と多くを占めた（平成 23 年度：「西大台歩道を 1 周」90.2%）。
- ・ガイドの有無については、「ガイドは付けなかった」が 74.7%を占め、「専門的な登山ガイド等を付けた」は 12.7%であった（平成 23 年度：「ガイドは付けなかった」79.0%、「専門的な登山ガイド等を付けた」14.3%）。
- ・西大台の利用に関する満足度については、「期待以上に良かった」が 20.0%、「期待通りよかった」が 58.6%となり、両者を合わせると約 8 割が満足を示している（平成 23 年度：「期待以上に良かった」22.1%、「期待通りよかった」51.2%）。
- ・自由意見では、施設について、案内標識や携帯トイレブースの充実などを求める意見がみられた。また、運営については、申請手続きの利便性の向上などを求める意見がみられた。

平成 24 年度 利用集中期の設定

4月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

■ 利用集中期

□ 土日祝日

利用集中期 4/27～6/17、8/11～8/19、9/22～11/4

平成 24 年度 月別上限人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	日数計	上限人数計
利用集中期の土日祝日	3	10	6	0	4	4	9	2	38	3,800
利用集中期の平日および利用集中期以外の土日祝日	1	21	14	10	9	12	22	9	98	4,900
上記以外の平日	0	0	10	21	18	14	0	19	82	2,460
日数計	4	31	30	31	31	30	31	30	218	-
月別上限人数	350	2,050	1,600	1,130	1,390	1,420	2,000	1,220	-	11,160

平成 25 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

1 利用調整を行う期間

平成 25 年 4 月 25 日（木）から 11 月 30 日（土）まで

※県道大台ヶ原公園川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）の開通期間。なお、11 月末は冬期通行止めのため変更の可能性がある。

2 1 日あたりの立入可能な人数の上限

○ 利用集中期の土日祝日 : 100人

○ 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

○ 上記以外の平日 : 30人

※1 団体（2 人以上を団体とする）の利用申込みは、最大 10 人まで。

3 利用集中期（カレンダー参照）

過去の台ヶ原の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定する。

○ 春期：平成 25 年 4 月 25 日（木）から 6 月 16 日（日）まで

○ 夏期：平成 25 年 8 月 10 日（土）から 8 月 18 日（日）まで

○ 秋期：平成 25 年 9 月 21 日（土）から 11 月 4 日（月）まで

4 指定認定機関

上北山村商工会が、指定認定機関として、引き続き立入認定事務を行う。平成 25 年度の立入については、平成 25 年 1 月 25 日（金）から受付を開始する。

5 認定手続きの変更点

特になし。

6 事前レクチャー

実施期間：平成 25 年 4 月 25 日（木）から 11 月 30 日（土）まで

実施場所：大台ヶ原ビジターセンターレクチャールーム

上北山村商工会

実施者：近畿地方環境事務所（請負事業者含む）・上北山村商工会

時間割：以下の時間割を予定。

大台ヶ原ビジターセンター		
	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7:30～8:00
②	8:30～9:00	8:30～9:00
③	9:30～10:00	9:30～10:00
④	10:30～11:00	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30	16:00～16:30

上北山村商工会	
利用集中期、通常期の平日	
①	無し
②	8 : 30 ~ 9 : 00
③	9 : 30 ~ 10 : 00
④	10 : 30 ~ 11 : 00
⑤	11 : 30 ~ 12 : 00
⑥	16 : 00 ~ 16 : 30

(8/13~8/16を除く)

7 巡視

実施期間：平成 25 年 4 月 25 日（木）から 11 月 30 日（土）まで毎日

実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレンジャーによる巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施）

8 モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続調査（モニタリング調査）を実施。調査結果は大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会で評価を行う。

＜モニタリング調査項目＞

- ・自然環境の状態に関する事項：植物相、動物相調査
- ・利用の在り方に関する事項：利用実態等に関する調査を実施

9 普及啓発

西大台利用調整地区の制度について、引き続き報道機関への情報提供・取材協力、ホームページの運用や広報資料の配布、展示会への参加等による幅広い普及啓発を実施する。

10 自然ふれあいプログラムの提供等

エコツアーの実施等、周辺地域の関係機関等と連携したプログラムを検討する。

11 結果報告

利用調整期間終了後、各種モニタリング調査及び運用結果について整理・分析し、本協議会において報告を行うとともに、ホームページにより公表する。

平成 25 年度 利用集中期の設定（案）

4月							5月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
29	30						27	28	29	30	31		

6月							7月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
					1	2	1	2	3	4	5	6	7
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31				

8月							9月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30						

10月							11月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	

利用集中期

※ 利用調整期間 4/25～11/30（冬季通行止めの期日により変更あり）計 2 2 0 日
 利用集中期 4/25～6/16、8/10～8/18、9/21～11/4 計 1 0 7 日
 利用者数上限 11,360 人

大台ヶ原の利用に関する協議会設立総会及び
平成24年度 第1回大台ヶ原の利用に関する協議会

議事概要

■ 日 時 平成25年1月25日(金) 13:00～15:00

■ 場 所 上北山村振興センター

■ 出席者

環境省近畿地方環境事務所 吉野自然保護官事務所	佐山 浩 所長 河原 武 統括自然保護企画官 藤井 好太郎 国立公園・保全整備課長 坪倉 真 用地・国有財産専門官 七目木修一 自然保護官
国土交通省近畿運輸局	奈良運輸支局 濱田 栄治 運輸企画専門官
林野庁近畿中国森林管理局	三重森林管理署 積 正治 流域管理調整官
奈良県地域振興部	南部振興課 上田 一仁 主幹
奈良県くらし創造部景観・環境局	七尾 司 次長 自然環境課 深見 昭一 係長
奈良県土木部	道路管理課 瀬戸 光浩 主査 吉野土木事務所用地・管理課 中川 良一 課長 吉岡 成彦 主幹 山根 祥光 係長 吉野土木事務所上北・下北復旧復興課 松岡 敏郁 係長
奈良県警察吉野警察署	交通課 松田 健嗣 課長 生活安全課 朝倉 宏文 係長 河合駐在所 鍵谷 和宏 所長
三重県農林水産部	みどり共生推進課公園管理グループ 松岡 直 副参事兼副課長

上北山村	中崎 和徳 副村長 建設産業課 遠藤 学 主幹
川上村	地域振興課 大前 卓巳 主任
大台町	産業課 中井 辰徳 係長
上北山村議会	経済常任委員会 新谷 五男 委員長
上北山村観光協会 上北山村区長会	更谷 昌美 会長
上北山村漁業協同組合	(ご欠席)
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
上北山村山岳救助隊	辻井 隆之 主事
奈良県猟友会上北山支部	新谷 五男 副会長
(財) グリーンパークかわかみ	(ご欠席)
特定非営利活動法人 大杉谷自然学校	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	(ご欠席)
トレック北山	(ご欠席)
大台ヶ原・大峰の自然を守る会	田村 義彦 会長
奈良県勤労者山岳連盟	由良 行基周 自然保護委員長
奈良県山岳連盟	野田 健司 自然保護委員
近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部	大阪輸送統括部運輸部事業課 金澤 利光
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通株式会社	(ご欠席)
公益社団法人 日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)
大台ヶ原パークボランティアの会	(ご欠席)
ワーク21上北山	福嶋 啓一 会長
吉野きたやま森林組合	(ご欠席)
一般社団法人 心湯治館	城内 勲 代表理事
<事務局>	
(株)スペースビジョン研究所	安場 浩一郎 幡 建樹

■ 議 事

1. 大台ヶ原の利用に関する協議会設立総会

(1) 大台ヶ原の利用に関する協議会の設立について

2. 平成 24 年度 第 1 回大台ヶ原の利用に関する協議会

(1) 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更について

(2) 平成 25 年度西大台利用調整地区の運用計画について

■ 議事概要

1. 大台ヶ原の利用に関する協議会設立総会

(1) 大台ヶ原の利用に関する協議会の設立について

○大台ヶ原の利用に関する協議会の設置要綱について

- ・協議会の目的を、従前の協議会では、「合意形成を図る」こととしていたが、新協議会では、「連携・協働を図ること」となっており、行政の決定を聞くだけの場になるのではないかという懸念がある。
- (事務局) 国立公園の利用に関しては、多くの行政機関の連携が必要であり、地域の活性化という面では、地域が主導していくことが重要である。そのため、環境省だけで進めるのではなく、この協議会の中で合意形成を図りながら、具体的な施策につなげたいと考えている。この点を明確にするため、(目的)の「関係者の」の後に、「合意形成を行うとともに」を挿入してはどうか？
- ・多くの行政機関が参加しているが、行政の連絡調整の場としては、別に、行政連絡会があるため、この協議会の意義が不明確に感じる。また、行政と民間団体とが同じレベルで議論するのは難しいのではないか。
- (事務局) 大台ヶ原の利用を進めていく上では、多くの行政機関との連携が必要であるため、このような構成とした。また、利用においては、行政機関だけでなく、民間の役割も重要であるため、同じ場で対等な立場で協議することが重要であると考え。
- ・前回の準備会で、「協議事項」に、「自然保護」に関する項目を入れてほしいという意見があったが、今回の設置要綱案では、どのように反映されているか。
- (事務局) 「目的」の箇所に「大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ」という表現で、自然保護に関する内容を入れている。
- ・「協議事項」に、「自然保護」という言葉を入れた方が、協議内容がより明確になるのではないか。
- (事務局) 「自然を守りながら利用する」ということは、全ての協議事項の前提であると考え、協議事項ではなく、目的の箇所に当該の文言を入れた。
- ・「自然環境を保全」という表現は、自然環境に手をを入れて、再生する、復元するという意味に取られる可能性があるため、別の言葉を使った方がよいのではないか。
- (事務局) 現在、大台ヶ原の自然再生を進めているところであり、「自然環境に手をを入れて、再生する」という意味で、「保全」の言葉を使うことは、適切であると考え。この点を明確にするため、3項の冒頭に、「協議会は2.の目的に沿って、」を挿入してはどうか？

- ・6の部会に関する規定として、「部会の決定をもって、協議会の決定とする」となっているが、小数のメンバーだけで決定できるようになり、部会の意味が無くなるのではないかと懸念されている。
- （事務局）部会で協議、決定を行うのは、「協議会から付託があった事項について」としているため、そのようなことは無いと考える。協議会全体での議論に馴染まない細かな事項を想定して、このような規定を設けた。

○その他

- ・協議会の開催地は、上北山村だけでなく、川上村や吉野町などを含め、構成員が集まりやすい場所にしてほしい。
- （事務局）構成員の意見を聞きながら、適切な場所で開催するようにしたい。

※上記の議論の結果、大台ヶ原の利用に関する協議会については、一部原案を修正した上で、設立が了承された。

2. 平成24年度 第1回大台ヶ原の利用に関する協議会

（1）吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更について

- ・上限人数について、協議会において年度ごとに定めることとなっていたが、改正案で、年度ごとに検討する、に修正したのはなぜか。
- （事務局）以前の協議会でも、環境省が提案した事項について議論してもらい、環境省が最終的な決定を行っていたため、今回の改正案では、その実態に合わせた表現とした。
- ・年度ごとに1回はレクチャーを受けることが必須となっているが、早朝から入山できるように、2、3年に1回の受講で済むようにしてほしい。
- （事務局）レクチャー受講の基準については、次回以降の協議会で、継続的に検討したい。

（2）平成25年度西大台利用調整地区の運用計画について

- ・大台ヶ原に来たが、手続きをしていなかったため、西大台に入れなかった利用者の意見についても、把握する必要がある。

※上記の議論の結果、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更、及び平成25年度西大台利用調整地区の運用計画について、原案通り了承された。

（3）その他

- ・マイカー規制について、以前、計画を発表されたが、その後の進展について教えてほしい。
- （事務局）マイカー規制については、関係機関と協議を行ってきたが、実施には至っていない。現在の検討状況について、適宜、報告するようにしたい。
- ・公共交通、観光バス等におけるハイブリッド車、低公害車の導入についても検討してほしい。
 - ・本年度の利用集中期には、大台ヶ原ドライブウェイの渋滞が目立っていたので、渋滞に関する対策についても検討してほしい。
 - ・半日の利用など、より多様な利用形態が可能になるように検討してほしい。
 - ・大台ヶ原の利用状況は、地域の活性化にとって非常に重要なため、次回以降、利用者数の増加

に向けた対策等に関する議論が出来ることを期待する。

- 一般的には、東大台と西大台との区別は認識されていないため、依然として大台ヶ原全体に規制がかかっているという誤解がある。広報等の際は、こうした誤解が生じないように気をつけてほしい。
 - テレビ放送において、大台ヶ原の利用形態について、不適切な情報が流されたことがあり、多くの苦情を受けた。今後、このようなことがないよう、環境省が、事前に放映内容を確認するようにしてほしい。
- （事務局）事前に放映内容を確認することは不可能であるが、報道機関からの相談があった場合は、県や村とも協力して、環境省として適切な情報を提供するようにしたい。